

1. 顧問報酬

顧問報酬とは、労働保険・社会保険の行政機関等に提出する書類の作成、提出代行、労働社会保険諸法令及び労務管理に関する事項の相談指導を毎月継続する場合の月額報酬です。

＜表の見方＞

①手続事務代行・相談：書類の作成・提出（手続業務）、困ったときの相談等全て含む料金（プランによって業務内容が異なる）

②相談：人事・労務に関する困ったときの相談、労務管理、法律等の相談、アドバイス等の顧問料金（手続業務は含まない）

従業員数		4人以下	5～9人	10～14人	15～19人	20～24人	25～29人	30～39人	40～49人	50～69人	70～99人	100～149人	150～199人	
①手続事務 代行・相談	顧問契約S	34,100円	41,800円	50,600円	58,300円	64,900円	72,600円	84,700円	97,900円	121,000円	152,900円	196,900円	239,800円	
	顧問契約A	14,300円	19,800円	25,300円	29,700円	34,100円	38,500円	45,100円	48,400円	59,950円	71,500円	85,800円	99,000円	
	顧問契約B	11,000円	15,400円	19,800円	24,200円	27,500円	30,800円	36,300円	38,500円	48,400円	57,200円	68,200円	79,200円	
②相談顧問	1年目	14,300円		17,600円	20,900円	24,200円	27,500円	33,000円	36,300円	45,100円	53,900円	63,800円	71,500円	
	2年目～	12,100円		15,400円	18,700円	20,900円	24,200円	28,600円	31,900円	39,600円	47,300円	55,000円	61,600円	
従業員数		200～249人	250～299人	300～399人	400～499人	500～599人	600～699人	700～799人	800～899人	900～999人	1000人以上			
①手続事務 代行・相談	顧問契約S	279,400円	319,000円	別途協議										
	顧問契約A	108,350円	116,600円											
	顧問契約B	86,900円	93,500円											
②相談顧問	1年目	80,300円		89,100円	95,700円	102,300円	107,800円	113,300円	117,700円	122,100円	別途協議			
	2年目～	68,200円		74,800円	80,300円	84,700円	88,000円	91,300円	93,500円	96,800円				

※②相談顧問では、初年度は就業規則や労務管理の状況を総合的に診断し、問題点の改善・対策の提案を行います。

手続事務代行のみの場合は顧問契約 A の 6 割程度

2. 手續報酬

手続報酬とは、顧問契約の範囲外の業務を行う場合や、顧問契約をせず個別に書類作成及び提出の事務を行う場合の報酬です。

①関係法令に基づく諸届等 ・諸届・報告 33,000円 ・許認可申請 44,000円	④保険給付申請・請求 ・健康保険・労災保険給付請求 初回 33,000円 2回目以降 22,000円 ・老齢年金請求 44,000円 ・遺族年金請求 55,000円 ・障害年金請求 88,000円 ・第三者行為による保険給付請求（労災） 88,000円 ・その他の申請等 33,000円 ～
②就業規則、諸規程等の作成・変更 ・就業規則 165,000円 ～ ・就業規則の変更 協 議 ・賃金・退職金・旅費等諸規程 各 110,000円 ～ ただし、この就業規則等は一般的なものであるのので、考案を要し、内容が複雑多岐にわたる場合は別途協議のうえ決定します。	ただし、複雑なものや厚生年金基金等も合わせて請求する場合は別途協議
③労働・社会保険の新規適用、廃止届 1. 新規適用 ・健康保険・厚生年金保険 55,000円 (5人未満) 88,000円 (10人未満) ・労災保険・雇用保険(一般) 44,000円 (10人未満) ※10人以上は、1人増すごとに 1,100円 を加算 2. 適用廃止 ・健康保険・厚生年金保険 44,000円 (10人未満) ・労災保険・雇用保険 44,000円 (10人未満) ※10人以上は、1人増すごとに 1,100円 を加算	⑤その他の各法関係 1. 職業安定法 求人申込 一般 新規 77,000円 継続 44,000円 学卒 77,000円 2. 労働者派遣法 労働者派遣事業許可申請 275,000円 ⑥労働社会保険諸法令に基づく不服申立 ・審査請求 110,000円 ・再審査請求 220,000円 ～ ・異議申立 110,000円

3. 人事・労務管理報酬

人事・労務管理に関する下記の項目につき、相談・指導、企画・立案及び実施のための運用・指導を行う場合の報酬です。

項 目	相談・指導	企画・立案	運用・指導	例
雇用管理	55,000円	550,000円	55,000円	要員計画、昇進・昇格計画等
人事管理				職務調査・分析、人事考課等
賃金管理		1,100,000円		賃金水準検討、賃金体系等
労働時間管理				労働時間、フレックスタイム等
労使関係管理		1,650,000円		労使協議制度、苦情処理制度等

※上記報酬は従業員規模50人を基礎として定めたものです。人事・労務管理全般に係る相談・指導のみを顧問として行う場合には別途協議のうえ決定します。

4. 相談・立会等報酬

①相談報酬 相談報酬とは、労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じ又は指導する場合に受ける報酬です。 30分につき 5,500円（顧問契約なしの場合） ただし、初回に限り30分間は無料とさせていただきます。高度な知識を要するものについては別途協議します。 ※顧問契約をさせていただいている場合には顧問報酬に相談業務が含まれますので、原則としてその都度相談報酬はいただきません。
②調査立会報酬 関係官庁が行う調査等にあたって、立会いを行う場合の報酬です。（顧問契約なしの会社様にもお得なサポートプランをご用意しています。） 原則として顧問報酬月額1ヵ月分（顧問契約ありの場合） ※報酬月額が 22,000円 未満の場合には 22,000円 ただし、業務内容が複雑多岐にわたる場合又は相当時間を要する場合は協議のうえ決定します。

5. 助成金手続報酬

助成金手続報酬とは、助成金（補助金）の支給申請をして、顧問先に助成金が入金した場合に成功報酬として受けるものです。

顧問契約あり 助成金の入金額 × 16.5～22%

顧問契約なし 助成金の入金額 × 22~27.5%

※上記算式により計算した額が 55,000円 を下回る場合は 55,000円 とさせていただきます。

※ 顧問契約なしの場合には原則として着入金 55,000円 を事前にいただきます。

6. あっせん代理報酬

①相談及び書類作成料					
経済的利益の額	100万円以下	100万円超200万円以下	200万円超300万円以下	300万円超500万円以下	500万円超
着 手 金	55,000円	55,000円+（経済的利益の額－100万円）×3.3%	88,000円+（経済的利益の額－200万円）×2.2%	110,000円+（経済的利益の額－300万円）×1.1%	132,000円+（経済的利益の額－500万円）×1.1%
報 酬 額	44,000円	44,000円+（経済的利益の額－100万円）×4.4%	88,000円+（経済的利益の額－200万円）×3.3%	121,000円+（経済的利益の額－300万円）×3.3%	165,000円+（経済的利益の額－500万円）×1.1%

②あっせん出席料	補佐人： 33,000円	代理人： 55,000円
----------	--------------	--------------

③旅費 実費

※金銭によらない場合にはあらかじめ協議いたします。事案の難易度により依頼者と協議のうえ、着手金又は報酬額を20%の範囲内で増減することがあります。

※上記の金額は、企業様からのご依頼の額です。個人の方からのご依頼の場合は、ご相談下さい。

7. 給与計算事務

月額 19,800円（5人未満） ※5人以上は、1人増すごとに 770円 ～ 660円 を加算（賞与計算、年末調整計算を含む。）

※顧問契約とセットの場合には、顧問報酬の合計から10%引き ※基本的な料金です。タイムカード集計等はオプション料金をいただきます。

8. その他

①旅費・日当・宿泊費 依頼業務に関し、出張した場合 旅費・宿泊費： 実費 日当： 1日 55,000円
②報酬の特例 業務内容が複雑多岐にわたる場合又は相当時間を要する場合は、協議のうえ決定します。 手続報酬の欄に記載されていない労働社会保険諸法令に関する事務を行う場合は協議のうえ決定します。
③労働保険事務組合 労働保険事務組合への加入は、会費と手数料がかかります。（会費： 30,000円 、 手数料： 24,000円 ～ ） ただし、顧問契約（相談顧問を除く）を行っている場合には顧問料に手数料が含まれますので、会費のみを負担していただくことで加入することができます。